

令和3年4月28日

各鉱業権者（鉱業代理人） 御中

経済産業省産業保安グループ  
鉱山・火薬類監理官

粉じん濃度の測定結果等の鉱山労働者への周知の要請について

日頃より、鉱山保安行政の推進に御協力を賜り、御礼申し上げます。

昨年、当省において有識者からなる研究会を設置し取りまとめた「鉱山における粉じん対策研究会報告書」（令和2年12月4日公表）において、粉じん障害防止規則改正等による規制強化を受け、鉱山の実情等を踏まえて採り入れるべき事項として以下の2つの提言が示されました。

- （1） 要求防護係数に基づく呼吸用保護具の選択・使用、呼吸用保護具の顔面への密着性の確認
- （2） 粉じん濃度の測定結果等の掲示・周知

その後、（1）の提言については、中央鉱山保安協議会（令和3年1月26日開催）の了承を経て鉱山保安法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令及び鉱業権者が講ずべき措置事例（一部改正）が令和3年4月8日に公布され、令和3年5月1日から施行することとなりました。

また、（2）の提言については、同中央鉱山保安協議会において、保安教育の一環として自主的な対応が適切であることから、その旨を鉱業権者に対し文書で要請することについて了承されたところです。

つきましては、規則第10条の規定により屋内作業場または坑内作業場において粉じん濃度測定等を行っている鉱業権者又は鉱業代理人の皆様におかれましては、各鉱山における粉じん濃度の測定結果等の鉱山労働者への周知を、保安教育及びリスクコミュニケーションの観点から効果的と考えられる方法で行っていただくことを要請いたします。

なお、下記のとおり、規則第46条第2項の報告書様式第九(甲)を活用した粉じん濃度の測定結果等の周知の考え方を共有させていただきますので参考にして頂ければ幸いです。

記

- イ. 粉じん濃度の測定結果等について、測定を行ったときは、その都度、様式第九(甲)を常時各作業場の見やすい場所に掲示、備え付け等の方法で周知を行う。
- ロ. 今般改正した規則第10条第2号を受け改正した措置事例「第8章 2」の規則第10条第4号に規定する常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、

要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具を着用させたことを同報告様式の備考欄に記載して周知を行う。

(様式第九(甲)の備考欄の記載例)

様式第九(甲)(第46条第2項関係)

粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書	
鉱山名 (鉱種)	( )
所在地(電話)	
鉱業権者名	
作業場名	
測定年月日	年 月 日
測定方法	
測定者(職名)	( )
幾何平均値(mg/m <sup>3</sup> )	
幾何標準偏差	
質量濃度変換係数	
遊離けい酸	含有率(%)
	分析方法
管理濃度(mg/m <sup>3</sup> )	
管理区分	
管理区分が2又は3の場合の改善措置	
備考	(規則第10条第4号の坑内作業場の場合の記載例) 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の概要 ①要求防護係数 $PFR = C / [3.0 / (1.19Q + 1)] = 21.84$ ・粉じん濃度の算術平均値C(単位 mg/m <sup>3</sup> ) = (2.04+2.35+3.4+4.82+3.19+6.47)/6=3.71 ・遊離けい酸の含有率Q(単位 %) = 14.0 ②呼吸用保護具の種類 ・メーカー名・品番、PAPR・半面形面体・S級・PL3 ③指定防護係数=50 以上のとおり、着用させている呼吸用保護具の指定防護係数は要求防護係数を上回っている。

年 月 日  
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
(2) 作業場の図面を添付すること。